

国有林野事業の抜本的改革

(林野庁監修「国有林野の抜本的改革」日本林業調査会、平成10年(1999年))

抜本的改革は国民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら進めます

抜本的改革においては、これまで累積した3.8兆円の債務のうち、2.8兆円は一般会計に引き継ぎ、さらに、国有林野事業が負担する1兆円の債務については、一般会計で利子補給してその累増を防止するとともに、今後50年間で元本を返済していくことになりました。

この1兆円の元本は、戦後造成してきた人工林と不要になった土地等から得られる収益を充てて確実に返済してまいります。

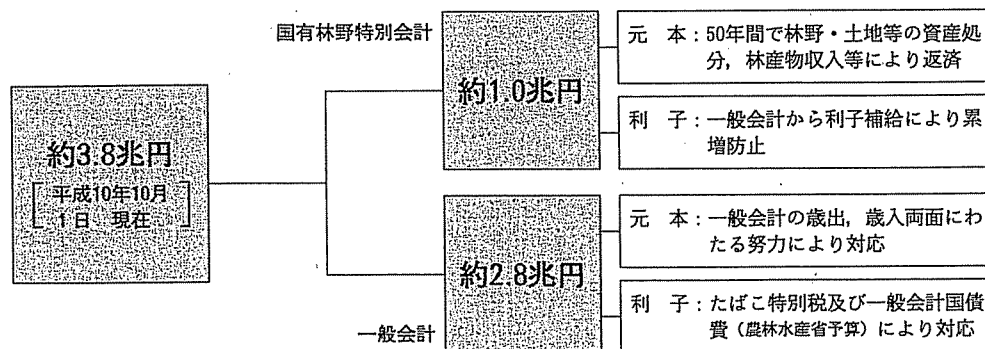
こうした債務処理と併せて、職員数の適正化や組織の再編・合理化を集中的に行うなど、平成15年度までを集中改革期間として必要な施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

す。

この場合、一般会計で引き継いでいただいた2.8兆円の債務の返済は、長期的には国民の皆さまに負担をお願いすることになること、したがって説明責任を果たすことが必要なこと、また、もとより国の事業に関する必要な情報を開示し、適正な管理経営を行うべきことから、計画の案の縦覧や実施状況の公表、累積債務の処理の状況の国会報告などを通じて、開かれた「国民の森林」をめざしてまいります。

こうした取り組みにより、国民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、新しい「国民の森林」の歴史を創ってまいります。

累積債務（3.8兆円）の処理の仕組み



出典：「始まります！「国有林の新世紀」」（林野庁作成）より。